

ベースアップ評価料届出様式簡素化（再）

令和6年9月に届出様式が簡素化されたベースアップ評価料ですが、医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和7年1月にさらなる大幅な簡素化が行われました。

簡素化の内容としては、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のみを届け出る場合の入力箇所が大幅に減り、直近1か月の初診料・再診料の算定回数を入力するだけで届出添付書類の作成が可能となっています。

【作成例】

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

- ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 7 年 4 月
- ② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月（原則として3月） 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定可能。

5 外来・在宅ベースアップ評価料（I）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目 算定回数

項目2で「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」にチェックをしていないため、医科点数表の欄は黒塗り表示されています。	
⑦ 初診料等	70 回
⑧ 再診料等	210 回
⑨ 歯科訪問診療料（同一建物以外）	2 回
⑩ 歯科訪問診療料（同一建物）	8 回

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（I）等による算定金額の見込み

（⑪の1か月当たりの金額を含む）

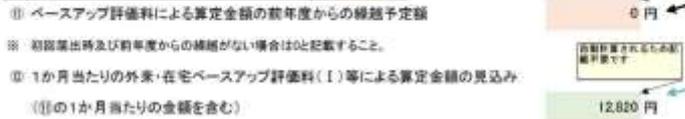


ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日から算定可能です。ただし、月の最初の開庁日、つまり月の最初の平日、に届出した場合は、その月の1日から算定可能です。

⑦～⑩に何が含まれるかは、記載上の注意を確認してください。
直近1か月間の算定回数が通常の月の状況と大きく異なる場合には、直近3か月間平均の算定回数など、他の合理的な方法による計算値を記載しても構いません。

初届出時は「0」と記載します

ベースアップ評価料の算定によって得られる1か月当たりの算定金額（収入）の見込み（前年度からの繰越があれば、その分も含みます）



◎資金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）をいう。記載上の注意11参照。

6 資金改善実施期間

- ⑬ 届出に係る年度において資金改善を開始する月 令和 7 年 4 月
- ⑭ 届出に係る年度において資金改善を終了する月（原則として3月） 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による資金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において資金改善を開始する月」は「⑬届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員（全体）の資金改善見込み額

- ⑮ 対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の資金改善見込み額
 - ⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額（現時点で不明の場合は0として構わない）
- （参考）法定福利費（事業主負担分等を含む）を含む増加額の目安

※ 「⑮対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の資金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度に⑬届出に係る年度において資金改善を開始する月」における対象職員（全体）の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。



「⑬届出に係る年度において資金改善を開始する月」は、「⑬届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」と同じ月又はそれより前の月としてください。
「⑭届出に係る年度において資金改善を終了する月」は原則として3月としてください。

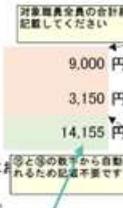
基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ見込み額（対象職員全員分を合算したものの）を記載してください。

以下の合計を記載します。

【賞与】年度内の賞与の増加分を資金改善実施期間の月数で割った金額（賞与が基本給等と連動していない場合は0円）

【時間外手当等】昨年度の時間外労働実績などをを用いた概算値

ベア等による法定福利費を含む賃金の増加額の目安が計算されます。
この金額がベースアップ評価料におけるベア等の実績額の見込みとなるため、この金額が⑮の金額より大きくなるようにしてください。



歯科会計®

「生産性向上・職場環境整備支援事業」

令和6年度補正予算において、賃上げ等のための生産性向上の取り組みを支援し、医療人材の確保・定着を図ることを目的に、生産性向上・職場環境整備支援事業を実施することを決定しました。

この給付金を受けるためには、ベースアップ評価料を算定している必要がありますが、3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの診療所も対象となりますので、また届出をされていない皆様はこの機会にぜひ届出をご検討ください。

1. 支給対象

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護事業者

2. 支給要件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合〔いずれか（複数可）〕に所要の経費に相当する給付金を支給する。

① ICT 機器等の導入による業務効率化

- ・タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、
⇒職員間の情報伝達の効率化（チーム医療の推進）
- ・床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
⇒清掃業務、院内監視業務等の効率化

② タスクシフト/シェアによる業務効率化

- ・医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置
⇒医師・看護師の業務効率化（診断書作成、病院内の環境整備や看護用品の整理等）

③ 給付金を活用した更なる賃上げ

- ・処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

3. 支給額の算定方法

（病院・有床診）	許可病床数×4万円
（医科診療所）	1施設×18万円
（歯科診療所）	1施設×18万円
（訪問看護 ST）	1施設×18万円

4. 申請方法

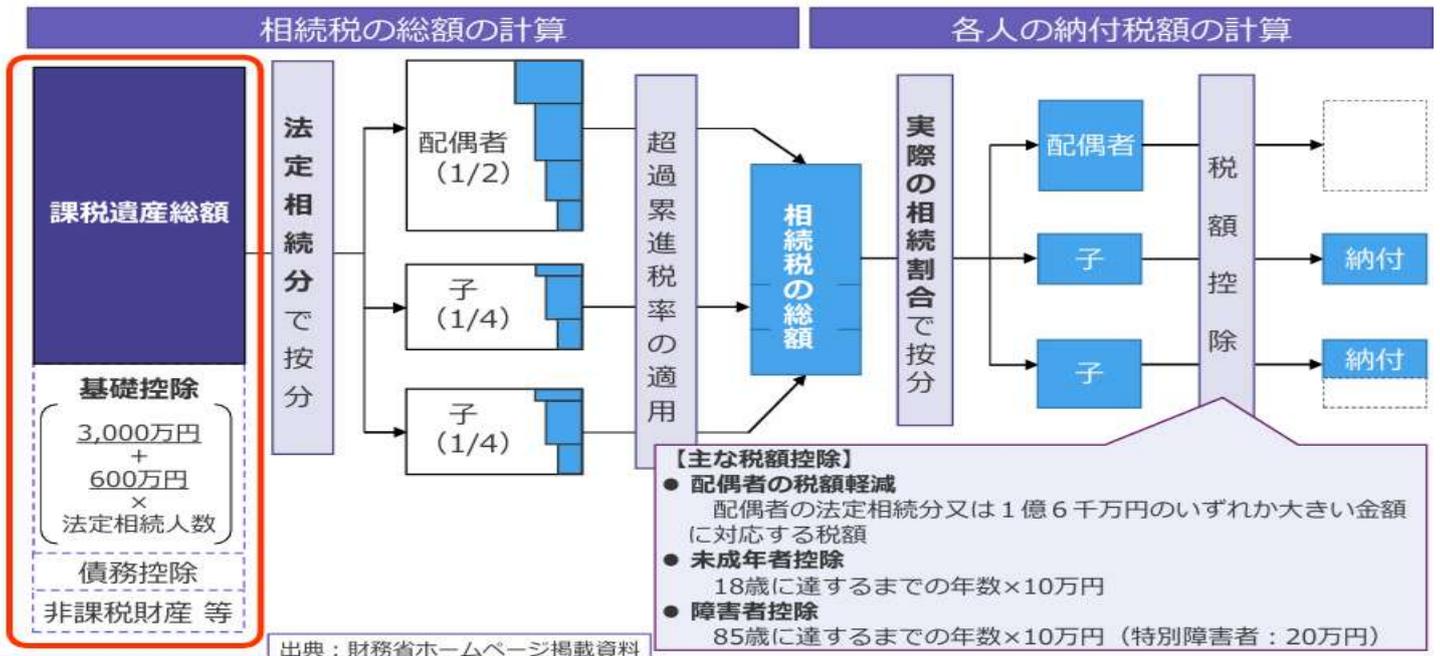
医療機関は都道府県に交付申請となります。実施スケジュールは各都道府県の交付要綱をご確認ください。

資産承継

相続税の計算の仕組み

相続人各人が納付する相続税額の計算の仕組みについて以下解説しています。

- ① 全ての財産の相続税評価額を合算し、課税遺産総額を算出
→ここで基礎控除 3000万円 + (600万円×法定相続人数) を控除
- ② 課税遺産総額を法定相続分で按分し、各人ごとの税額を合計し相続税の総額を算出
- ③ 実際に相続した相続財産の割合で相続税の総額を各人に按分
- ④ 税額控除を適用し、各人ごとの税額が確定



○ 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が1億円で、配偶者が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した場合
 (課税価格の合計額) 1億円 - (基礎控除額) (3,000万円 + (600万円×3人)) = (課税遺産総額) 5,200万円

課税遺産総額を法定相続分で按分

配偶者 ($\frac{1}{2}$) 2,600万円	子 ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$) 1,300万円	子 ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$) 1,300万円
----------------------------------	---	---

(×税率) 340万円	(×税率) 145万円	(×税率) 145万円
----------------	----------------	----------------

相続税の総額 630万円

相続税の総額を実際の相続割合で按分

配偶者 ($\frac{1,000万円}{1億円}$) 504万円	子 ($\frac{1,000万円}{1億円}$) 63万円	子 ($\frac{1,000万円}{1億円}$) 63万円
--	-------------------------------------	-------------------------------------

実際に納付する相続税

(あん分した税額から各種の税額控除*の額を差し引いた後の金額)

配偶者 0円	子 63万円	子 63万円
--------	--------	--------

○ 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※ この事例では「配偶者の税額軽減」のみ適用があったとして計算しています。